

販売会社：静清信用金庫

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当金庫は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	米国ドル建終身保険 PG (米国ドル建終身保険／無配当)
組成会社（引受保険会社）	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社（P G F 生命）
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約当初から一生涯にわたる器質性認知症への保障^{*1}、介護保障^{*1}、高度障害保障、死亡保障を確保できる終身保険です。 ・*1 介護タイプのみとなります。 ・介護タイプの場合、器質性認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金^{*2}）を、ご家族（介護保険金受取人^{*3}）に託することができます。 ・*2 介護保険金は介護費用や介護離職による介護者の収入減少に充てるために使われるものです。 ・*3 介護保険金受取人の指定には一定の制限があります。 ・保険料を定期的にお払込みいただくことで、米国ドル建の保険で将来に向けた資産形成を行うことができます。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約当初から高度障害保障、死亡保障が一生涯にわたり続きます。 ・介護タイプの場合、器質性認知症への保障、要介護 2 からの介護保障が一生涯にわたり続きます。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<p>この商品は、以下のご意向がある 0 歳から 75 歳のお客さま^{*1}を念頭に組成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・*1 介護タイプの場合、6 歳から 75 歳のお客さまとなります。 ・定期的にお払込みいただく保険料を米国ドル建で長期にわたり運用しながら、終身にわたる認知症への保障^{*2}、要介護 2 からの介護保障^{*2}、高度障害保障、死亡保障を準備したいお客さま。 ・*2 介護タイプのみとなります。 ・介護タイプの場合、認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金）を、ご家族（介護保険金受取人）に託したいお客さま。 <p>この商品は P G F 生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています（長期の保有を想定して組成している商品のため、特に契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご注意ください。また、解約により保障も失われます）。</p> <p>あわせて、為替の変動について理解でき、安定的な収入または一定の金融資産を確保している方を想定しています。</p>
パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、外貨での「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず金融商品の契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレットやご契約のしおり等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	<p>クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」についての同意確認日（意向確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。</p>

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

損失が生じるリスクの内容	<p>【為替変動リスク】 この商品は米ドル建であり、円貨でお申込みいただく場合、または円貨でお受取りいただく場合保険料、保険金、解約返戻金等は、為替相場の変動による影響を受けます。 ・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。 ・保険金等を円に換算した額が、お申込みになった円換算の保険料の総額を下回ることがあります。</p> <p>【解約時の元本割れリスク】 ・解約返戻金額は払込保険料総額を下回ることがあります。</p>
〔参考〕 米ドルの騰落率	<p>【米ドル】 最大値30.4% 最小値▲17.3% 平均値2.5% ※ 2016年1月～2025年12月までの10年間の各月末における1年間の騰落率</p>
〔参考〕 解約返戻金推移(率)	個別の設計書をご確認ください。

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の「為替リスクについて」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑨ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット(デメリット)について説明してほしい。

3. 費用 (本商品の購入又は保有には、費用が発生します)

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	<p>この商品には契約初期費用はありませんが、保険期間中、ご負担いただく費用があります。</p> <p>【保険料より控除される費用】 お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。</p>
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	<p>【保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用】 年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2026年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。</p>
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。
解約(減額)をした場合の費用 (解約控除など)	<p>契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*)を控除した金額が解約返戻金額となります。</p> <p>*解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。</p>
通貨の換算に関する費用	<p>・円をドルに換算するとき、1ドルあたり50銭の費用が発生します。</p> <p>・ドルを円に換算するとき、1ドルあたり1銭の費用が発生します。</p>

特約を付加した場合の費用	特約を付加した場合の通貨に関する費用は、以下のとおりです。			
	特約名称	換算レート ^{*1}	適用日 ^{*2}	
	円換算払込特約	TTM+50 銭	初回保険料（第1回保険料）	保険料払込日（PGF生命着金日）の前日
			2回目以降の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日
			前納保険料	保険料払込日（PGF生命着金日）の当日
	円換算支払特約	TTM-1 銭	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金・解約返戻金	PGF生命が書類を受理した日の前日
			年金（年金の原資を米ドルとし、年金支払時に円換算する場合）	年金支払日の前日
			年金（年金の原資を一括で円換算し、円とする場合）	年金開始日の前日
	円換算貸付特約	TTM-1 銭	借入（契約者貸付の場合）	PGF生命が書類を受理した日の前日
		TTM+50 銭	返済（契約者貸付、保険料の自動振替貸付の場合）	返済日の前日
*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値（TTM）として用います。				
*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。				

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約にかかる費用について」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・解約・減額（一部解約）はいつでも可能です。
- ・解約返戻金があるとき、解約返戻金をお支払いします。
- ・ご契約から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額（一部解約）する場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約の解約と解約返戻金」に記載しています。

（質問例）⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当金庫の利益とお客さまの利益が反する可能性

当金庫がお客さまにこの商品を販売した場合、当金庫は、この商品の組成会社であるPGF生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、払込保険料総額に下表の支払率を乗じた金額の手数料（代理店手数料）をいただきます。

保険料払込期間		3年	5年	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
支払率	初年度	6.00%	5.30%	4.50%	3.34%	3.05%	2.34%
	次年度以降	1年あたり 0.34%	1年あたり 0.90%	1年あたり 0.45%	1年あたり 0.30%	1年あたり 0.23%	1年あたり 0.17%
		支払期間	2年	4年	9～13年*	14年	14年

* 保険料払込期間が10年以上15年未満のご契約の場合、次年度以降の手数料支払期間はご契約2年目から保険料払込期間満了までの期間となります。

※当該列表は、各保険料払込期間の範囲内における支払率の上限を示したものです。個別の支払率については募集代理店の担当者までお問い合わせください。

※PGF生命所定の為替レートにより円に換算した上で支払われます。

組成会社との間の人的関係や資本的關係

当金庫とこの商品の組成会社等間に資本關係等の特別な關係はありません。

販売会社における業績評価

当金庫の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。

お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する基本方針

https://www.seishin-shinkin.co.jp/indicator/fiduciary_duty.html

（質問例）⑬ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCoの対象が否かもご確認ください）

【保険料】

主契約（基本タイプ）および主契約（介護タイプ）の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

疾病障害による保険料払込免除特約の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

【死亡保険金】

契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税または贈与税または所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

【介護保険金、高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約（10）および介護前払特約による保険金等の受取人】

被保険者となる場合、所得税および住民税は非課税となります。

【介護保険金の受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合】

所得税および住民税は非課税となります。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。

【解約返戻金（主契約・特約）】

解約返戻金額と払込保険料総額等の差額が所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

※NISA、iDeCoの対象とはなりません。

※上記内容は2025年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「税務のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

P G F 生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」

<https://www.pgf-life.co.jp/st/products/dollarwlex/general02/pdf/1.pdf>



※販売中商品の最新版を掲載しています。

契約締結にあたっての注意事項等や金融商品の内容等をまとめた「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」を交付いたします。